

座間市における令和6年度障害者就労施設等からの物品等の調達実績状況

物 品										役 務										合 計			
①事務用品		②食料品・飲料		③小物雑貨		④その他の物品		物品計		①印刷		②クリーニング		③清掃・除草作業		④情報処理		⑤その他軽作業		役務計		(物品+役務)	
件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額（円）
0	0	12	60,000	7	336,990	0	0	19	396,990	0	0	0	0	2	3,372,420	0	0	34	1,540,488	36	4,912,908	55	5,309,898

○ 障害者優先調達推進法（注）では、国や地方公共団体等は、毎年度、障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達の目標などを定めた調達方針を策定・公表し、物品等の調達の実績を取りまとめ公表することが定められています。座間市における令和6年度調達実績を上記のとおり公表します。



注釈：「国等における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）は、障がい者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定されました。（平成25年4月1日施行）